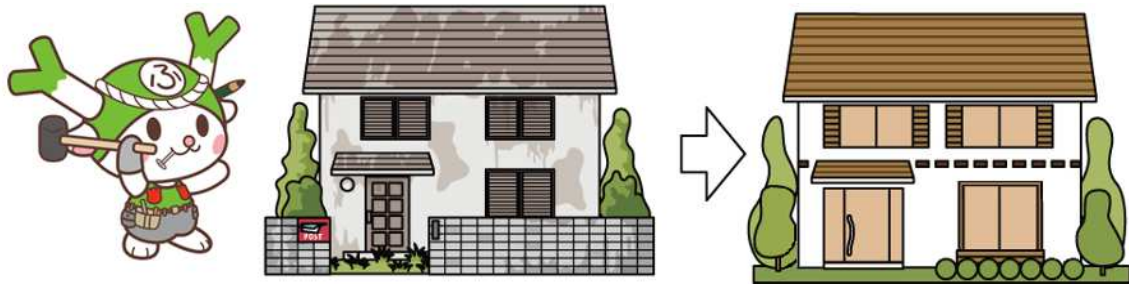


深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金の手引き

(令和8年度版)



申込受付期間・・・令和8年4月1日から令和8年11月30日

※申込の前に、対象となる空き家や農地についてご相談ください。
※補助金の交付決定前に着工した場合、補助金の対象外となります。
また、補助金を受けるためには、

令和9年2月26日までに工事を完了

する必要があります。

補助金を活用したい方はお早目にご相談ください。

【申し込み・問い合わせ】

深谷市役所 自治振興課 空家対策係

住所：366-8501

深谷市仲町1-1-1（本庁舎2階21番窓口）

TEL：048-574-8597

目次

1. 補助金の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 申し込み方法等について・・・・・・・・・・・・P5
3. 事前相談から補助金受領までの流れ・・・・・・・・P6
4. 必要書類について・・・・・・・・・・・・P10
5. 補助対象確認チェックシートについて・・・・・・・・P12
6. 申請書記載例・・・・・・・・・・・・P13

1. 補助金の概要について

(1) 趣旨

空き家状態の解消による良好な住環境の確保及び荒廃農地の発生防止・解消を図るとともに、農ある暮らしを目的とした移住促進を図るため、空き家の改修工事に関する補助を行います。

(2) 補助対象の空き家

- ① 埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定を締結した不動産団体の会員※が売買、賃貸借契約を仲介、代理する市内に存する一戸建ての建物（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての空き家であって、当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、居住の用に供されていない期間がおおむね1年以上の住宅をいう。
- ② 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - ア 建築の着工日が昭和56年6月1日以降のものであること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、実績報告時（改修工事完了時）耐震性が確保されていることを証する書類が提出できるもの。
- ③ 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。
- ④ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの。

※ 不動産団体の会員とは以下の団体の会員のことです。

埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉北支部、本庄支部

全日本不動産協会埼玉県本部 県北支部、県中央支部

不動産業者が会員かどうかは各団体のHPをご参照いただくか、不動産業者へ直接お問い合わせください。

- 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉北支部会員名簿

<https://www.takuken.or.jp/hq/meibo/list.php?SCD=106>

- 埼玉県宅地建物取引業協会 本庄支部会員名簿

<https://www.takuken.or.jp/hq/meibo/list.php?SCD=107>

- 全日本不動産協会 埼玉県本部 HP（県北支部、県中央支部会員の検索が可能）

https://www.zennichi.or.jp/member_search/

(3) 補助対象者（法人は対象外）

補助対象空き家を購入した者（A）または賃貸した者（B）

(A) 補助対象空き家を購入した者の場合

- ① 補助対象空き家の所有者等
- ② 補助対象工事の実施及び要綱に定める事項について、当該空き家所有者全員（当該空き家の存する土地所有者が異なる者である場合は、空き家所有者及びその土地所有者の全員）及び当該補助対象空き家に何らかの権利関係を持つ者全員の同意を得ることが出来る者
- ③ 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可を得た農地または農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業において借り受けた農地において耕作を行おうとする移住者
- ④ 補助対象空き家改修後、5年以上居住する意思のある者
- ⑤ 暴力団員ではない者
- ⑥ 深谷市における市税を滞納していない者

(B) 補助対象空き家を賃貸する者の場合

- ① 補助対象空き家の所有者等
- ② 補助対象工事の実施及び要綱に定める事項について、当該空き家所有者全員（当該空き家の存する土地所有者が異なる者である場合は、空き家所有者及びその土地所有者の全員）及び当該補助対象空き家に何らかの権利関係を持つ者全員の同意を得ることが出来る者
- ③ 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可を得た農地または農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業において借り受けた農地において耕作を行おうとする移住者
- ④ 補助対象空き家改修後、5年以上居住する意思のある者に賃貸する者
- ⑤ 暴力団員ではない者
- ⑥ 深谷市における市税を滞納していない者

(4) 補助対象工事

- ① 補助金の交付決定後に着工する工事であること
- ② 請負金額が500万円以上の場合は、建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けたものが施工する工事であること

(5) 補助対象費用

補助対象費用は、補助対象工事に要する費用とし、下記の費用の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)とします。

- ① 台所、浴室、洗面所又は便所等の水周りに係る改修工事に要する経費
- ② 床及び畳の張替並びにドア等の開閉部分に係る改修工事に要する経費
- ③ 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- ④ 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- ⑤ 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、居住するために必要と市長が認める改修工事に要する経費

※ 「補助金交付申請時」および「工事完了報告時」に改修費用等の積算根拠や内訳が分かる明細を添付いただきます。

補助対象費用と対象外の費用が分かるように記載していただきますようお願いいたします。

(6) 補助金の額

上限60万円(新規就農する移住者の場合は、上限80万円)

※ 補助対象費用の2分の1、千円未満の端数は切り捨て

(7) 交付申請

令和8年4月1日から令和8年11月30日までに交付申請を行っていただく必要があります。

(8) 交付決定

交付申請の内容を確認し、交付決定を行います。

(9) 補助対象工事の施工

令和9年2月26日までに当該工事を完了する必要があります。

(10) 補助申請内容の変更等

工事開始後に、工事内容の変更または中止があった場合は承認申請を行っていただきます。

(11) 完了報告

補助対象工事が完了した日から起算して30日以内に完了報告をしてい

だきます。

(12) 補助金額の確定

完了報告をいただいた後、補助金の金額が確定します。

(13) 補助金の請求

補助金を振り込みますので、請求書をご提出いただきます。なお、振り込みには2週間程度かかります。

(14) 交付決定の取り消し

補助金交付決定の取り消し事由に該当する事実があった場合、交付決定を取り消します。

(15) 補助金の返還

交付決定取り消しとなった場合、補助金の返還請求をさせていただきます。

(16) 書類の保管

令和14年3月31日まで保管してください。

(交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間保管)

(17) その他

補助金の交付を受けた日から5年間は、特段の事情がない限り、増改築及び除却（解体）を行うことはできません。

2. 申し込み方法等について

(1) 申し込み方法

「(様式第1号) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添付してお申し込みください。

申込関係の様式は自治振興課窓口(本庁舎2階21番窓口)又は市ホームページで取得できます。

なお、業者や代理人等に当補助金の手続きを委任する場合には、委任状の提出が必要になります(委任状の様式は任意です)。

(2) 申請書等の受付窓口

深谷市役所 自治振興課(本庁舎2階21番窓口)

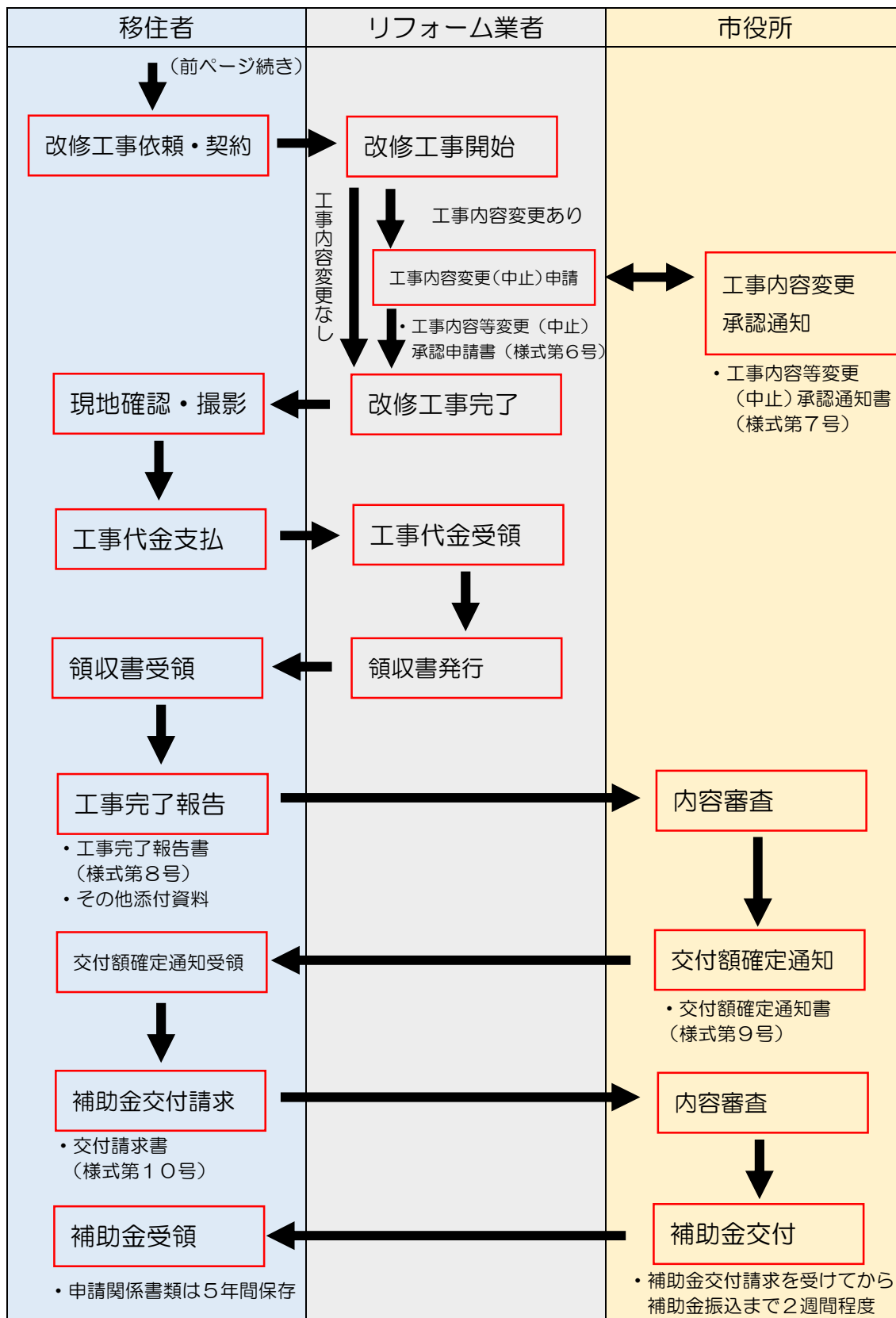
※申請書等を郵送で提出する場合は、下記まで送付してください。

〒366-8501

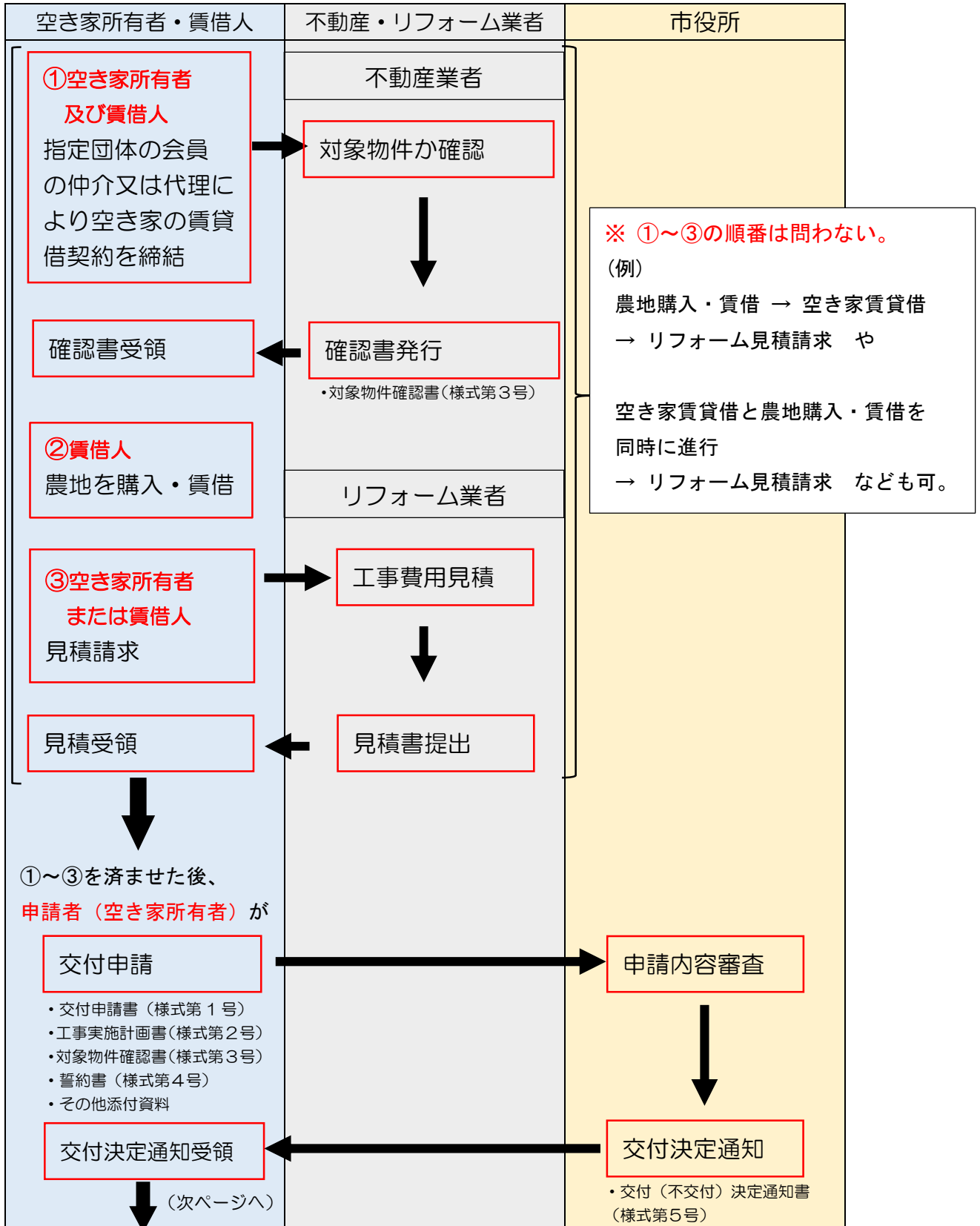
深谷市仲町11-1

深谷市役所 自治振興課 空家対策係 宛

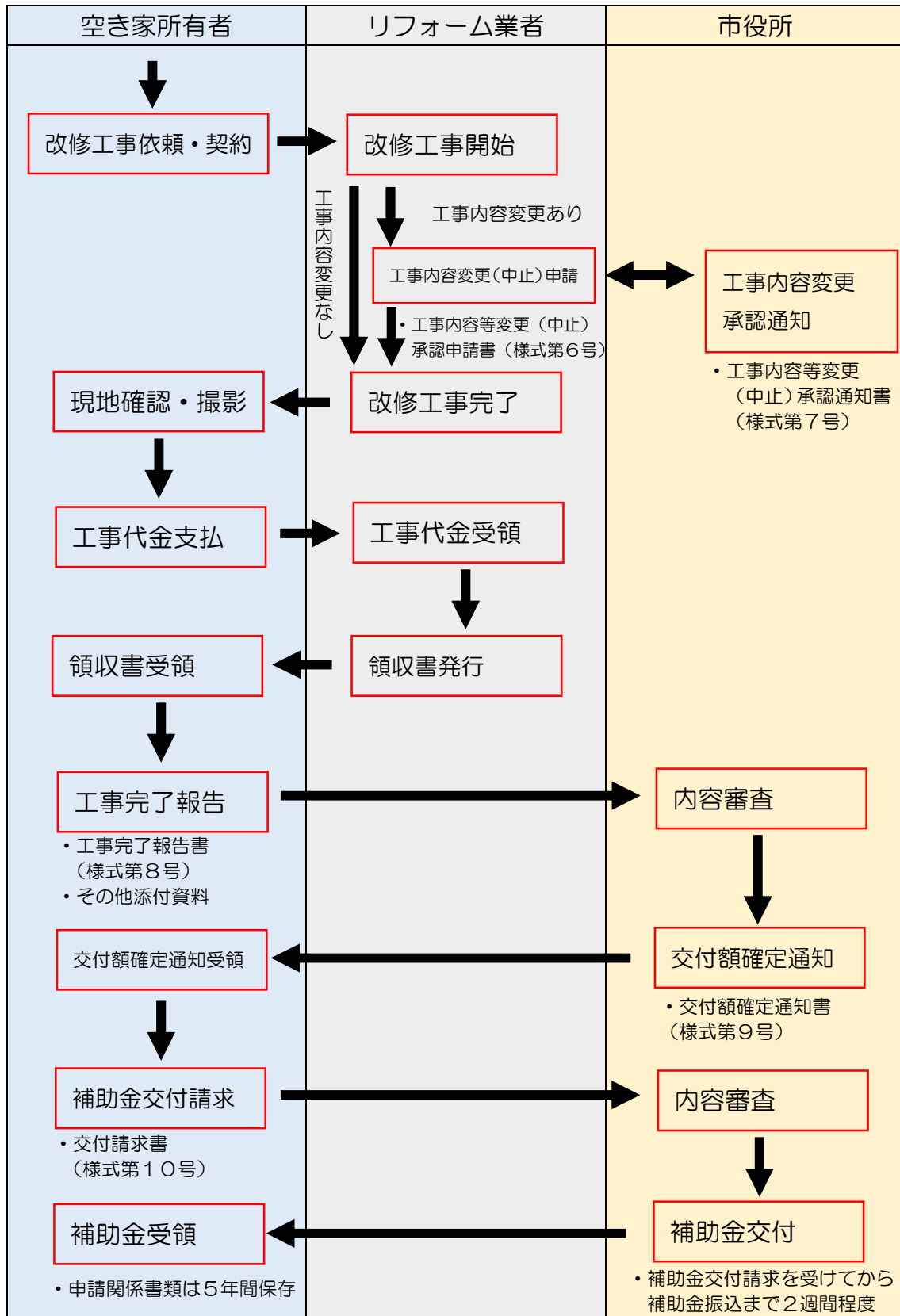
(1) 空き家を購入し、居住する場合 (2/2)



(2) 空き家を移住者に賃貸する場合 (1/2)



(2) 空き家を移住者に賃貸する場合 (2/2)



4. 必要書類について

(1) 交付申請時

- ① (様式第1号) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付申請書
- ② (様式第2号) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金工事実施計画書
- ③ (様式第3号) 深谷市移住促進農地付き空き家対象物件確認書
- ④ 補助対象空き家に居住する世帯の住民票(申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ⑤ 補助対象空き家の位置を表示した地図
- ⑥ 着工前の現場写真(建物及び敷地の状況が分かるもの。)
- ⑦ 補助対象空き家の建物及びその土地の登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ⑧ 補助対象空き家の建物及びその土地の売買契約書又は賃貸借契約書その他これらに類する書類の写し
- ⑨ (様式第4号) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金誓約書
- ⑩ 補助対象工事の見積書(改修費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、改修工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。)の写し
- ⑪ 施行個所のわかる図面、写真などの書類
- ⑫ 補助対象工事について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により建築主事の確認を受ける必要がある場合にあっては、確認済証の写し
- ⑬ 農地の概要が分かる図面、写真等の書類
- ⑭ 農地利用に関して農地法の許可等の書類
- ⑮ その他市長が必要と認める書類

(2) 工事内容変更(中止)申請時

- ① (様式第6号) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金補助対象工事内容等変更(中止)承認申請書
- ② 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの
- ③ その他変更内容の分かる書類

(3) 工事完了報告時

- ① (様式第8号) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金工事完了報告書
- ② 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの

- ③ 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- ④ 補助対象工事完了後の現場写真
- ⑤ 交付の申請後に転入した場合は、市内に転入した者の住民票の写し
- ⑥ 農業を行っている土地の現況及び耕作箇所の写真
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(4) 補助金交付請求時

- ① (様式第10号) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付請求書

※それぞれの書類提出時に、提出いただいた書類で要件が確認できない場合、追加で書類を提出していただく必要があります。

5. 補助対象確認チェックシート（補助対象物件、補助対象者）

このチェックシートは補助対象者、補助対象物件の要件を示すものです。

この他に工事の内容や時期、施行業者に関する要件があります。

詳しくは本手引きを参照いただくか、自治振興課へ事前にご相談ください。

補助対象物件の要件		確認 <input checked="" type="checkbox"/>
①	建築基準法その他の法令の規定に適合している	
②	埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定を締結した不動産団体の会員※が売買、賃貸借契約を仲介、代理する市内に存する一戸建ての建物である（アパート、マンションなどの集合住宅は除く）	
③	事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての空き家の場合は、当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものである	
④	居住の用に供されていない期間がおおむね1年以上の住宅である	
⑤	公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと	
⑥	過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの	

補助対象者の要件		確認 <input checked="" type="checkbox"/>
(A) 補助対象空き家を購入した者の場合		
①	補助対象空き家の所有者等	
②	補助対象空き家の所有者等が複数いる場合又は他に当該補助対象空き家に何らかの権利関係を持つものがある場合にあつては、補助対象工事の実施その他のこの要綱に定める事項について、当該者全員の同意を得ることができる者	
③	市内に転入する者又は転入した者で申請月から起算して5年以内の者	
④	補助対象空き家改修後、5年以上居住する意思のある者	
⑤	対象空き家改修後、市内の農地（農地利用に関して農地法の許可等を受けた農地に限る）を所有または賃借し農業を営む者	
⑥	法人、その他の団体でない者	
⑦	暴力団員ではない者	
⑧	深谷市における市税に滞納がない者	
(B) 補助対象空き家を賃貸した者の場合		
①	補助対象空き家の所有者等	
②	補助対象空き家の所有者等が複数いる場合又は他に当該補助対象空き家に何らかの権利関係を持つものがある場合にあつては、補助対象工事の実施その他のこの要綱に定める事項について、当該者全員の同意を得ることができる者	
③	市内に転入する者又は転入した者で申請月から起算して5年以内の者に賃貸する者	
④	補助対象空き家改修後、5年以上居住する意思のある者に賃貸する者	
⑤	対象空き家改修後、市内の農地（農地利用に関して農地法の許可等を受けた農地に限る）を所有または賃借し農業を営む者に賃貸する者	
⑥	法人、その他の団体でない者	
⑦	暴力団員ではない者	
⑧	深谷市における市税に滞納がない者	

6. 申請書記載例

(1) 交付申請時に提出いただく書類

① 申請日、申請者情報を記入してください。

様式第1号 (第8条関係)

深谷市長 宛て

年 月 日

(郵便番号 -)

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付申請書

深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金の交付を受けたいので、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、本申請の審査に必要な申請者の市税情報について、本が確認することを同意します。

記

② 対象の空き家の深谷市以降の住所を記入してください。

1 申請内容

空き家の所在地	深谷市
補助金交付申請額	円 (1,000円未満切捨て)

③ 工事実施計画書 (記入例は次ページ) で計算した、補助金の額を記入してください。

※市使用欄	
受付番号	收受印

(1) 交付申請時に提出いただく書類

様式第2号（第8条関係）

深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金工事実施計画書

1 工事の概要

補助対象空き家の所在地	深谷市		
補助対象空き家に居住する移住者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外（賃借人居住） （住所） （氏名） （電話番号）		
移住者が取得・賃借する農地の所在地	（所在）深谷市 （地目） （面積）		
空き家の構造等	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 非木造（	） 延べ面積 m ² 階数 階
附属する工作物等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）		
改修工事の内容			
総事業費（うち対象事業費）	円 （ 円）		
補助金申請額	円（千円未満切捨て）		
施行業者	住所		
	会社名	担当者名（ ）	
	電話	（ ） -	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
他の補助金の利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）		

① 工事請負業者に確認の上、記入してください。

② 工事の見積書を確認の上、計算及び記入してください。

(1) 交付申請時に提出いただく書類

様式第4号 (第8条関係)

深谷市長 宛て

深谷市移住促進農地付き空き家改修

① 対象の空き家の深谷市以降の住所を記入してください。

私は、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金の交付にあたり、以下のことを誓約します。

- 1 補助対象空き家 深谷市_____の改修及びこの補助金の手続き及び支払い等に関し、所有者等全員及び抵当権などの権利関係を持つ者全員の同意を得ていること。
- 2 暴力団員ではないこと。
- 3 改修後の空き家を適切に管理すること。
- 4 補助金の交付を受けた日から5年間、特段の事情がない限り、補助金の交付を受けた対象空き家の除却又は改修工事箇所の増改築をしないこと。
- 5 補助金の交付を受けた日から5年以上、補助金の交付を受けた対象空き家を居住の用に供すること。
- 6 その他、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付要綱に定める事項を理解し、同意すること。

② 誓約日、住所の記入および署名をしてください。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 (自署) _____

(2) 工事内容が変更になった場合、または中止になった場合に提出いただく書類

様式第6号(第11条関係)

深谷市長 宛て

① 申請日、申請者情報を記入してください。

年 月 日

(郵便番号 -)

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

② 市から受け取った補助金交付決定通知の日付と番号を記入してください。

付き空き家改修補助金補助対象工事内容等
変更(中止)承認申請書

年 月 日付深 第 号

で補助金交付決定通知のあった深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金について、次のとおり変更・中止したいので、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

記

交付決定通知番号	年 月 日付深 第 号
空き家の所在地	深谷市
変更・中止の区分	変更・中止
変更内容	
変更又は中止の理由	
変更前 交付決定額	円
変更後 交付申請額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの <input type="checkbox"/> その他変更内 (

③ 工事請負業者に確認の上、記入してください。

④ 内容に変更があった書類について、併せて提出してください。

(3) 改修工事終了後に提出いただく書類

様式第8号(第13条関係)

① 報告日、申請者情報を記入してください。

深谷市長 宛て

年 月 日

(郵便番号 -)

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

② 市から受け取った補助金
交付決定通知の日付と番号を
記入してください。

深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金工事完了報告書

年 月 日付深 第 号 で補助金(変更)交付
決定を受けた深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金については、次のとお
り対象の工事が完了したので、深谷市移住促進農地付き空き家改修
要綱第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。
記

③ 工事請負業者に確認
の上、記入してください。

- 1 補助対象工事に要した費用の総額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象空き家の所在地 深谷市 _____
- 4 補助事業完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 補助対象工事の改修工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの
 - (2) 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
 - (3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
 - (4) 補助対象工事完了後の現場写真
 - (5) 交付の申請後に転入した場合は、市内に転入した者の住民票の写し
 - (6) 耐震性が確保されていることを証す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

④ 添付書類を準備してこの報告書と
併せて提出してください。

(4) 補助金交付請求時に提出いただく書類

様式第10号 (第15条関係)

深谷市長 宛て

① 報告日、申請者情報を記入してください。

年 月 日

(郵便番号 -)

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
電話番号

② 市から受け取った補助金交付決定通知の日付と番号を記入してください。

深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付請求書

年 月 日付深 第 号 で交付額確定通知を受けた深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金については、次のとおり深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき請求します。

③ 申請、変更申請をもとに記入してください。

記

1 建物の所在地番

深谷市

2 請求金額

円

3 補助金振込先

金融機関名		本(支)店名	
金融機関コード	支店コード		
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その他()
口座番号(記号番号)			
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合は、口座番号1桁を記載せず7桁を記載すること。

※ 口座名義は、申請者と同一名義であること。

④ 申請者の口座情報を記入してください。この口座に補助金を振り込みます。なお、振り込みには2週間程度かかります。